

大和市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第12号

大和市公印規則の一部を改正する規則

大和市公印規則（平成18年大和市規則第94号）の一部を次のように改正する。

別表第1職印の表専用市長印、2-31の項を削り、同表専用市長印、2-32の項中「環境農政部」を「環境施設農政部」に改め、同表専用市長印、2-36の項、2-37の項及び2-46の項、建築主事印の項並びに建築監視員印の項中「街づくり計画部」を「街づくり施設部」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。